

令和6年度 性の多様性に関する理解促進に向けた啓発業務 企画提案仕様書

1 業務名

令和6年度 性の多様性に関する理解促進に向けた啓発業務

2 業務期間

契約締結の日から令和7年3月19日まで

3 業務目的

性の多様性に関する普及啓発を行うとともに令和6年度に導入を予定している沖縄県パートナーシップ制度（仮称）について広く県民に周知し、スムーズな制度導入に向けた機運醸成を図るための各種啓発活動を行うことを目的とする。

4 委託料上限額

(1) 企画提案の上限額

提案にあたっては、総額3,900,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の範囲内で見積もること。

ただし、この金額は、企画提案のために設定した金額であり、必ずしも契約金額ではない。

5 委託業務の内容

(1) 一般県民向け啓発イベント等の企画及び実施・運営

① 性の多様性の尊重及びパートナーシップ制度について、広く一般県民を対象にした啓発イベント等を企画すること。

啓発イベント等の実施方法や形態は、企画提案によるものとするが、映画やスポーツ、体験型イベント等県民が気軽に参加し、楽しく制度を理解できるイベント等になるよう実施方法を工夫すること。

② 県がこれまで作成したパンフレットやポスターも活用し、「沖縄県性の多様性尊重宣言」や「LGBTQにじいろ相談」の周知も図ること。

パンフレットやポスターは必要枚数を印刷すること。

③ 啓発イベント等の実施・運営にかかる以下の業務を行うこと。

- a イベント等の案内チラシ作成、周知や必要な情報発信
- b イベント等の開催に必要な会場の手配、人員配置、システム構築、保守等
- c 参加者に対するアンケートの実施及び集計
- d レインボーフラッグ（180cm×120cm）の作成（既製品可）購入、納品
- e その他イベント等の実施にかかる費用の支払い（謝金・交通費、消耗品購入費、印刷費、使用料等）

(2) A l l y企業等とのタイアップ事業の企画・実施等

- ① L G B T Qなどの性的マイノリティを支援する「A l l y (アライ)」企業や性的マイノリティへの理解促進のために活動する団体、大学等とタイアップした事業を企画すること。事業は、性の多様性の普及啓発に資する内容とすること。
- ② タイアップは、2つ以上の企業、団体等と行うこととし、できる限り多くの企業、団体等に参加してもらえらるような企画が望ましい。
タイアップ事業の実施・運営にかかる以下の業務を行うこと。
- ③ タイアップする企業等については、本事業に係る周知広報、情報発信に協力できる企業、団体等に限ること。
- ④ タイアップ事業の実施・運営にかかる以下の業務を行うこと。
 - a タイアップ先との事業実施に係る連絡調整等
 - b タイアップ事業に関する広報等
 - c タイアップ先に対するアンケートの実施及び集計
 - d タイアップ事業の実施にかかる費用の支払い（謝金・交通費、消耗品購入費、印刷費、使用料等）

(3) メディアを活用した広報等

性の多様性に関する理解促進を図るため、広く一般県民にリーチできる効果的なメディアを活用し以下の広報を行うこと。その他当該事業の趣旨をとらえた内容の広報等があれば提案すること。

- ① 性の多様性の尊重及び「沖縄県パートナーシップ制度（仮称）」に関する県民向けの情報発信。
- ② 上記（2）のタイアップ企業、団体等における性的マイノリティを支援する取組等の取材及び情報発信。
- ③ 当該事業に係るイベント等の広報等

(4) 成果品

① 事業報告書

実施内容を取りまとめた事業報告書を作成し、提出すること。（製本版3部、電子カルテを格納したCDを1部。）なお、報告書は事業実績が容易に把握できるよう、図、写真、グラフ等を用いて作成すること。

(5) その他

上記の業務を円滑に実施するために必要な事務を行うこと。

6 著作権

本業務で制作した全ての成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

7 業務の再委託について

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これによりがたい特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

- ・ 契約金額の50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、予め書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

- ① 資料の収集・整理
- ② 複写・印刷・製本
- ③ 原稿・データの入力及び集計
- ④ 物品の輸送・発送
- ⑤ 受注者において作成又は調達した情報を発信する広告（編集、加工を依頼する場合を除く。）
- ⑥ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合に、県と別途協議を行った業務

8 その他留意事項

- (1) 業務の遂行にあたっては、事前に県と協議を行い、その指示に従うものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、県と受託者が協議して定めるものとする。
- (3) 本仕様書記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合もある。
- (4) 業務の遂行にあたって知り得た情報（個人情報を含む。）を漏洩してはならない。